

# 令和7年度定期健康診断助成金交付要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)が行う運輸事業振興助成交付金における事故防止対策事業の一環として、労働安全衛生法に定める定期健康診断の受診費用を一部助成することによって、受診率の向上と健康に起因する事故防止に寄与することを目的とする。

(健康診断の種類)

第2条 定期健康診断

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、栃ト協の会員事業者に雇用された運転者とする。

2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。

但し、新規加入した事業者については、入会后受診したものを対象とする。

3 栃ト協会費等の未納が有る場合は、その限りではない。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、令和7年3月1日(土)から令和8年2月28日(土)までに受診し、支払が終了したものを対象とする。

2 期間内であっても助成枠に達した場合は、その時点で終了する。

(助成対象額及び限度制限)

第5条 助成金額は運転者1名あたり、今年度1回の受診に限り2,000円とし、助成上限人数は会費請求台数(令和7年度第1期会費請求車両台数)までとする。

(助成金の交付請求)

第6条 助成金の交付を請求する会員事業者は、栃ト協が指定する期日までに、別紙1「令和7年度定期健康診断助成金交付請求書」により、次の書類を添付し助成金の請求をするものとする。

医療機関等の①請求書(写)及び、②領収証等(写)

但し、医療機関が発行する書類に受診者数、受診年月日の記載が無い場合には医療機関発行の「健康診断実施証明書」(別紙2)も併せて添付すること。

また、会員事業者の支払いが確認できない場合は対象外とする。(個人が支払ったものや領収証の宛名が会員事業者名でないもの等)

(助成金の交付)

第7条 栃ト協は、前条の「令和7年度定期健康診断助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合は、申請事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱に定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附 則)

1. 本要綱は、令和7年4月1日より適用する。